

三重県防災対策推進条例の改正（中間案）に関する意見募集の結果概要

1 意見募集期間

令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで

2 意見の募集結果

(1) 意見提出者数 1名

(2) 意見数 42件

(3) 対応の状況 対応一覧表のとおり

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	26件
②反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの	2件
③参考にする	最終案には反映しないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	14件

対応一覧表

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	前文（第二段落）	「想定外、数十年に一度の」について、「想定外」と「数十年に一度」は排反であり、また、法制執務上、同レベルの語を「、」で結ぶのは適切ではないと考えるので、「想定外又は数十年に一度の」に改めてはどうか。	③	表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。
2	前文（第三段落）	南海トラフを震源とする巨大地震は、海溝型の地震であるのに、県内の活断層による大規模地震に包含されているように読めるため、改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「県内の活断層を震源とする大規模地震」に改めます。
3	前文（第四段落）	「スーパー伊勢湾台風」は必ずしも県民等に定着した用語とはいえないと考えられるので、かぎカッコを付し、「「スーパー伊勢湾台風」」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「伊勢湾台風を超える」に改めます。
4	前文（第六段落）	「災害と災害の間、災間」について、「災害と災害の間」と「災間」との関係がわかりにくく、また、「災間」という造語が裸で用いられているのは適切ではないと考えるので、「災害と災害の間、すなわち「災間」」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「災害と災害の間」に改めます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	前文（第七段落）	「自助」、「共助」について、同レベルの語を「、」で結ぶのは法制執務上適切ではないと考えるので、「自助」及び「共助」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「自助」及び「共助」に改めます。
6 7 8	前文（第八段落）	「防災力を向上」は、「防災力の向上」に、「はぐくんできた」は、常用漢字を用いるという観点から、「育んできた」に、「自助」、「共助」、「公助」は、同レベルの3つの語を結ぶ場合の法制執務上のルールに基づき、「自助」、「共助」及び「公助」に改めてはどうか。	① ① ①	ご意見を踏まえ「防災力の向上」、「育んできた」、「自助」、「共助」及び「公助」に改めます。
9	前文（第八段落）	第八段落中「つくる」について、常用漢字を用いるという観点から、「作る」に改めてはどうか。ひらがなにすることについて何か意図があるのであれば、この限りでない。	②	より幅広い意味での「つくる」を意図し使用しています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1 0	第2条第6号 (定義)	「特に配慮を要する者」について、何について配慮を要する者なのかが不明確であるので、津波対策の推進に関する法律第8条第2項の表現を参考に、「特に防災上の配慮を要する者」に改めてはどうか。	③	「災害対策基本法」の表現を参考としているため、ご意見は参考とさせていただきます。
1 1	第2条第7号 (定義)	「支援を要する者」について、あるものに更に要件を重ねて限定する場合は「もの」を用いるのが通例であるので、「支援を要するもの」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「支援を要するもの」に改めます。
1 2	第2条第9号 (定義)	「避難準備・高齢者等避難開始」について、この用語名では、「情報」であることが伝わりにくく、何のことなのか一見してわかりにくいので、「避難準備・高齢者等避難開始情報」に改めてはどうか。	③	内閣府のガイドラインにより、市町が発令する避難情報の名称のため、ご意見は参考とさせていただきます。
1 3 1 4	第3条第3項 (基本理念)	「不可分と」について、前文第七段落では「密接不可分」となっていることとの平仄を合わせるとともに、より読みやすくするため、「密接不可分のもの」と改めてはどうか。 後段について、内容も前段と特段関連が深いとも思われないので、項を改めたらどうか。	① ①	ご意見を踏まえ「日々の生活と一体である」に改めます。 また、後段については第4項に改めます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
15	第3条第3項 (基本理念)	「地震や台風など」及び「知識や技術」について、それぞれ「地震、台風等」及び「知識及び技術」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「地震、台風等」「知識及び技術」に改めます。
16	第13条第3項 (防災知識の習得等)	「寄与するように努め」について、災害対策基本法第七条第三項も同様の表現であることは承知しているが、本条例では第十三条第一項をはじめ、同様の場合に「よう努め」と表現しているため、同じ条例の中では表現を合わせるべきという観点から「寄与するよう努め」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「寄与するよう努め」に改めます。
17 18	第17条 (要配慮者からの情報提供)	見出しについて、「要配慮者の協力」等に改めてはどうか。 「情報収集や事前の措置」について、口語的な表現であるため、「情報収集及び事前の措置」に改めてはどうか。	③ ①	見出しについては、ご意見を参考とさせていただきます。 後段については、ご意見を踏まえ「情報収集及び事前の措置」に改めます。
19	第18条等 (落下危険物等の安全性の確保)	自動販売機に関する規定を削除するのはなぜか。	③	JIS規格等の整備により、自動販売機の設置基準が定められ、前回の条例改正時から自動販売機の機器交換等により転倒防止が進んだため、規定を改正しました。
20	第19条 (文化財等の安全性の確保)	「、以下この条において「条例」という。」について、当該部分を削ってはどうか。	③	表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2 1 2 2	第 3 1 条 (防災教育の充実等)	「高等教育機関」についての定義を設けなくてよいか。 「防災教育や学校防災」について、口語的な表現であるため、「防災教育及び学校防災」に改めてはどうか。	① ③	ご意見を踏まえ、高等教育機関の定義を設けました。 「学校教育や学校防災」については、表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。
2 3	第 3 2 条 (職員の人材育成)	見出しが「職員の人材育成」で、本文中に「職員」という要素が出てこないの、「あらかじめ」の次に「職員の」を加えてはどうか。	②	県の責務を記載しているため、職員を含んでいます。
2 4	第 3 4 条 (事業の継続又は復旧に係る体制の整備)	「事業を継続するための計画又は早期に復旧するための計画」について、より端的な表現にするという観点から、「事業を継続するため又は早期に復旧するための計画」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「事業を継続するため又は早期に復旧するための計画」に改めます。
2 5	第 3 8 条 (防災情報に関する啓発)	「できるように啓発に」について、「に」が重なって読みにくいので、「できるように啓発に」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「できるように啓発に」に改めます。
2 6	第 5 0 条 (消防団の充実強化)	「地域防災力」について、法律で定義されているものであり、「地域防災力（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第二条に規定する地域防災力をいう。以下この条において同じ。）」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「地域防災力（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第二条に規定する地域防災力をいう。」に改めます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
27	第50条 (消防団の充実強化)	「地域の実情に応じて」について、「地域防災力の中核的な役割を担う」にかかるのか、「消防団の組織の充実及び機能の強化に努める」にかかるのかが不明確であるので、仮に後者であるのであれば、「地域の実情に応じて、」に改めてはどうか。	③	表現方法のご意見については、参考とさせていただきます。
28 29	第57条 (広域的な連携の強化)	「連絡体制の整備その他国、他の都道府県等からの応援の受け入れ体制を確立するよう」について、「連絡体制の整備」と「国、他の都道府県等からの応援の受け入れ体制」は同じレベルの語ではないので、「連絡体制その他国、他の都道府県等からの応援の受け入れ体制を確立するよう」又は「連絡体制を整備するとともに、国、他の都道府県等からの応援の受け入れ体制を確立するよう」に改めてはどうか。 また、「受け入れ体制」は「受入れ体制」に改めてはどうか。	① ①	ご意見を踏まえ「連絡体制を整備するとともに国、他の地方公共団体等からの応援の受け入れ体制を確立するよう」に改めます。
30	第58条 (台風接近時等の減災対策)	見出しを「(台風接近時等の応急対策活動)」に改めるとともに、本文中「予測できる」の次に「台風その他の」を加えてはどうか。	③	表現方法のご意見については、参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3 1	第6 3条第2項第5号 (自動車の使用の制限等)	「窓を閉め、ドアを施錠しないこと」について、「窓を閉める」かつ「ドアを施錠しない」のか、「窓を閉めない」かつ「ドアを施錠しない」のか不明確である。	③	「交通の方法に関する教則」を参考としているため、表現方法のご意見については、参考とさせていただきます。
3 2	第6 3条第2項第5号 (自動車の使用の制限等)	「人や緊急通行車両等」について、口語的な表現であるので、「人及び緊急通行車両等」に改めてはどうか。	③	表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。
3 3 3 4 3 5	第6 9条 (帰宅困難者の発生の防止等)	見出しにおける「帰宅困難者への(…)抑制」というのは、日本語として適切ではないと思われるので、見出しを「帰宅困難者の支援及び抑制」又は「帰宅困難者に係る支援及び抑制」に改めてはどうか。 第一項及び第二項中「かかわる」について、常用漢字を用いるという観点から、「関わる」に改めてはどうか。 第二項中「発生と混乱」について、より適切な表現にするという観点から、「発生及びそれに伴う混乱」に改めてはどうか。	① ① ①	ご意見を踏まえ「帰宅困難者の発生の防止等」「関わる」「発生及びその発生による混乱」に改めます。
3 6	第7 1条第2項 (情報連絡体制の確立等)	「救出等に必要な情報を広く提供できる」について、「救出等に必要な情報」は、単に「できる」というだけでなく、積極的に提供すべきものではないかと考えるので、「救出等に必要な情報を広く提供するように努めなければならない」に改めてはどうか。	③	表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
37	第73条第2項 (避難対策)	「年齢、性別、要配慮者等の避難所内の特性」について、「避難所内の特性」の例示として言葉足らずであるように思われるので、「避難者の年齢及び性別、要配慮者の有無等の避難所内の特性」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ「その避難所内の特性」に改めました。
38 39	第73条第3項 (避難対策)	「避難所外避難者」について、必ずしも一般に定着した用語とは言い難いと思われるので、災害対策基本法第八十六条の七の表現を参考に、「避難所以外の場所に滞在する被災者」に改めてはどうか。 「災害関連死」について、その内容や範囲が明確ではないと思われるので、定義を設けてはどうか。	① ①	ご意見を踏まえ「避難所以外の場所に滞在する被災者」、「災害関連死（当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担に伴う疾病による死亡をいう）」に改めました。
40	第79条第3項 (災害応急対応の実施に係る応援等)	「正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じるものとする」について、災害対策基本法第八十六条の八第三項等を参考に、「正当な理由がある場合を除き、速やかにその求めに応じるものとする」に改めてはどうか。	③	表現内容を修正したため、ご意見については参考とさせていただきます。
41	第84条第2項 (県の責務)	「指針」について、何の指針かが不明確なので、仮に第五十九条に規定する指針であるのならば、「第五十九条に規定する指針」に改めてはどうか。	①	ご意見を踏まえ、第59条で「指針（第84条第2項において単に「指針」という）」に改めました。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
42	附則	「この条例の施行の日」について、今回の改正で新たに検討規定を加えるのであれば、「三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第号）の施行の日」に改めてはどうか。	③	ご意見については参考とさせていただきます。